

【12月4日更新】新型コロナウイルス関連情報（第73報）：自主隔離期間に関するCDCの新たな指針

1. 12月2日（水）、米国疾病予防管理センター（CDC）は、新型コロナウイルスの濃厚接触者や旅行後の自主隔離期間に関し、新たな指針を発表しました。主な内容は以下のとおりです。

（1）CDCは、COVID-19流行当初から、新型コロナウイルスに曝露した者の自主隔離期間として「曝露後14日間」を推奨しており、感染拡大リスクを低減させる最善の方法として、引き続き14日間の自主隔離を推奨する。

（2）その一方で、新たな研究結果やモデルデータを評価・分析してきた結果、許容できる代替オプションとして、新たに二つの自主隔離期間を推奨することとした。

<代替オプション>

- ・検査を受けず無症状である場合、10日間
- ・検査で陰性を確認し無症状である場合、7日間

自主隔離終了後も、曝露から14日間はCOVID-19の発症がないか、よく自己観察を行い、仮に発症があれば、直ちに自主隔離し、地域の公衆衛生当局や医療機関に連絡すべきである。

（3）これら代替オプションは全米の公衆衛生当局に向けたものであり、（州・地方の）各当局は、地域の状況と必要性に応じ、管轄地域における自主隔離期間を決定すべきである。自主隔離を要する者は、居住地を管轄する公衆衛生当局（your local public health department）の指針に従うこと。

©CDC 会見記録（12月2日）

<https://www.cdc.gov/media/releases/2020/t1202-covid-19-telebriefing.html>

©CDC: When to Quarantine（12月2日更新）

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/if-you-are-sick/quarantine.html>

2. 上記1. に伴い、CDCが推奨する旅行後（米国入国後）の自主隔離期間についても、情報が更新されます。

（更新前）「旅行後に検査を受けない場合は、14日間は自宅待機する」

（更新後）「旅行後に検査を受けない場合は、10日間は自宅待機する」

©CDC: After You Travel Internationally（12月2日付）

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/after-travel-precautions.html>

（注）「After You Travel Internationally」の日本語版ページは、現時点で今回の発表が反映されていません。

©11月24日付領事メール（CDCによる旅行前後の検査等の推奨）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement/20201124importantmessagecoronavirus.pdf>

3. 上記1. にもあるとおり、CDCは、州・地方政府（郡、市など）が適用する関連措置を遵守するよう呼びかけており、今回のCDC発表に伴い、各州・地方政府の措置にも変更が生じる可能性も想定されますので、今後、国外・他州への訪問や国外・他州からの来訪を予定されている場合は、訪問先やお戻り後の滞在地を管轄

する州・地方政府の最新措置をご確認ください。

【DC、MD 州、VA 州政府の入域者に対する関連措置】

<DC 政府>

以下をご参照ください。

©11 月 7 日付領事メール（DC 訪問者等に関する新たな市長令）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement/20201107importantmessagecoronavirus.pdf>

©DC 政府：Guidance for Travel

https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/COVID-19_DC_Health_Guidance_for_Travel_2020-11-27.pdf

<メリーランド州政府>

以下をご参照ください。

©11 月 11 日付領事メール（2.（2）州外旅行の制限）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/anzen/archive/2020/20201111ryojimail.pdf>

©MD 州政府：COVID-19 Advisory（11 月 10 日更新）

https://phpa.health.maryland.gov/Documents/2020.11.10.03_MDH_Advisory_Large_Gatherings_Travel_Long_Term_Care_Visitation.pdf

<バージニア州政府>

12 月 4 日現在、VA 州政府は、州外・米国外からの入域者に対する自主隔離要件を設けていません。一方で、旅行前・中・後に行うべき推奨事項を示しています。

©VA 政府：Travelers（12 月 4 日更新）

<https://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/coronavirus/travel-to-areas-with-widespread-ongoing-community-spread/>

（注）できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（注）上記のほかにも、連邦・州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

※この領事メールは、DC・MD 州・VA 州の在留邦人および「たびレジ」登録者の皆様へ配信しています。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

©新型コロナウイルス関連情報はこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

©領事メールのバックナンバーはこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html